

# 新温泉町立夢が丘中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

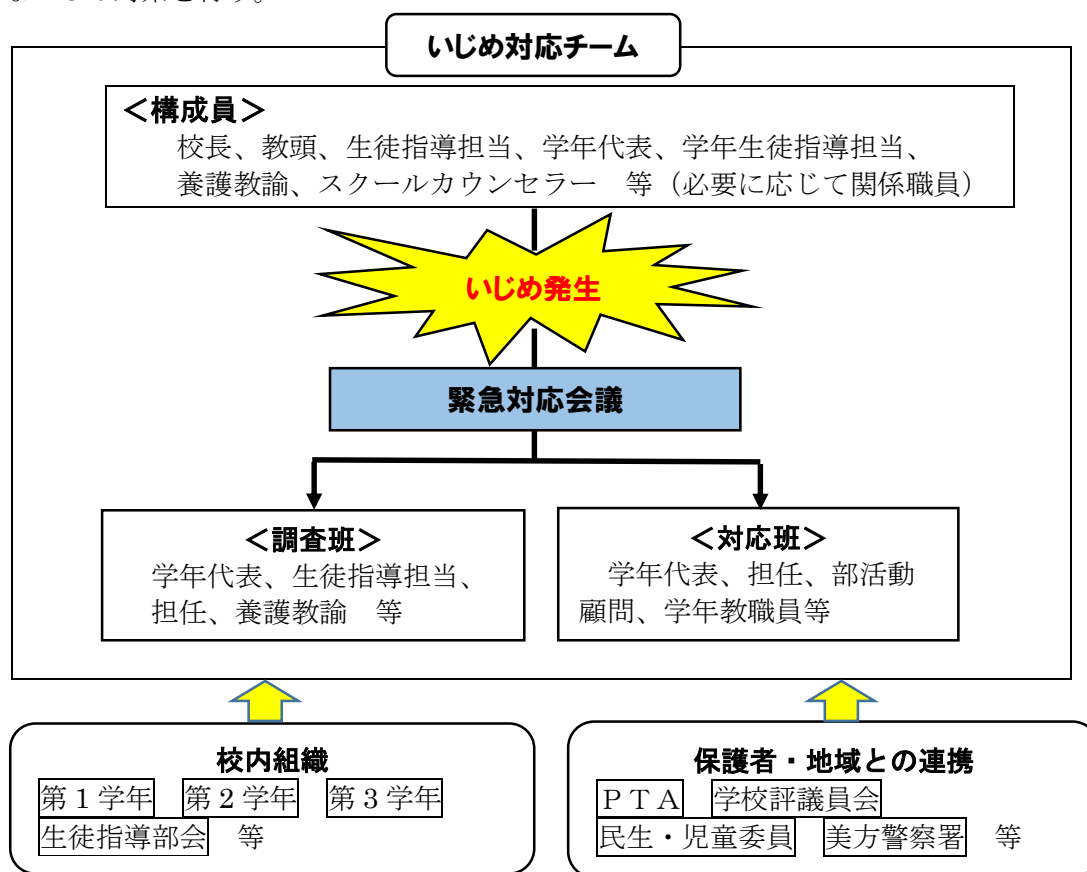
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

## 2 校内組織体制

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。



## 3 いじめ未然防止の取組

### (1) 基本的な考え方

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

## (2) 研修の充実

- ・いじめについての共通理解
- ・教職員の資質向上のための校内研修の実施。(カウンセリング・マインド研修、事例研究等)
- ・保護者、教職員向け情報モラル研修会の実施。
- ・生徒向け情報モラル研修会の実施。

## (3) 生徒の主体的な活動の推進

- ・学級での仲間づくりといじめについての学び合い活動の推進
- ・道徳教育、人権教育、総合的な学習の充実
- ・生徒会による自治活動の推進(運動会・文化祭・日常活動等)
- ・地域での体験活動の充実(トライやる・ウィーク、ボランティア活動等)

## (4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・いじめ基本方針のホームページ公開
- ・オープンスクール、学校だより、学年だよりの発行
- ・PTAと連携したあいさつ運動

## 4 いじめの早期発見

### (1) 基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。そのために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

### (1) 早期発見のための措置

- ・休み時間等における教職員の日常的な観察
- ・目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談
- ・日常生活での生徒への声かけ、生活ノート、教育相談、家庭訪問等
- ・学期に1回以上のアンケート調査の実施

## 5 いじめへの早期対応

### (1) 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、いじめ対応チームを中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、学校全体として組織的に取り組む。

### (2) いじめへの組織的対応

#### ア 生徒の安全確保と指導の手立て

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。指導に当たっては当事者双方、周囲の生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて町教育委員会、関係機関と連携する。

また、いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

#### イ いじめを受けている生徒及び保護者への支援

##### ○生徒に対して

- ・いじめを受けている生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。

○保護者に対して

- ・その日の内に面談し、事実関係を伝える。
- ・保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。
- ・生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

**ウ いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言**

○生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

**エ 周囲の生徒への指導**

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。
- ・いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導する。

**オ 教育委員会との連携**

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに町教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

## **6 インターネット上のいじめへの対応**

### **(1) 基本的な考え方**

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携する。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

### **(2) 防止等の啓発**

生徒、保護者、教職員に対して、インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

また、保護者に対しては、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。